

# 農地転用の申請について

- ・ 農地転用をする際に農業委員会に提出が必要となる書類：中勢用水から転用組合員宛の意見書

- ・ 意見書を発行する為に中勢用水に提出が必要な書類

## ① 農地転用等の通知書

転用組合員、転用関係者、決済金納付者、地区担当総代のそれぞれ署名、捺印、転用する土地情報の記載、転用する土地の面積の根拠となるもの（公図、工事図面、位置図等）が必要

## ② 地区除外申請書

転用組合員、転用関係者の署名捺印が必要

## ③ 委任状

転用決済金の納付者が転用関係者の場合、両者の署名捺印が必要

転用組合員が決済金を納付する場合、委任状は必要ありません